

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第217号）

規制の名称：天井の脱落防止、昇降機及び遊戯施設の脱落防止

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省住宅局建築指導課

評価実施時期：平成30年3月28日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時には、東日本大震災における被害を踏まえ、大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等について、地震時におけるさらなる安全性を確保する必要があると認識していたが、事前評価時以降もこのような社会経済情勢等に変化は見受けられない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時には、東日本大震災において実際に脱落被害が生じたことを踏まえ、大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等について、地震時における安全性が確保されていないものがあり、今後も同様の被害が発生する可能性がある想定していたが、事前評価時以降に社会経済情勢等の変化は見受けられないため、このことには変わりはない。

- ③ 必要性の検証

事前評価時と同様に大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等について、地震時における安全性の確保が必要であり、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

[事前評価時の測定指標]

当該規制の対象である天井やエスカレーター、エレベーター及び遊戯施設の脱落防止等の措置に係る遵守費用として、建築主において、当該規制の導入前と比較して建築費用が増加する可能性がある。

[遵守費用]

当該規制の導入前と比較して、建築主において建築費用が増加したと考えられる。

[費用推計との比較]

当該規制の導入後には、事前評価時の想定どおり建築費用が増加したと考えられる。

なお、当該規制に係る建築費用の増加について、実際に建築するのは個々の建築主であるため、遵守費用を定量的に把握することは困難であるが、当該規制が建築主において受忍することのできないほどの負担であるという意見は寄せられていない。

⑤ 「行政費用」の把握

[事前評価時の測定指標]

当該規制の対象である天井やエスカレーター等の脱落防止等の措置に係る行政費用として、特定行政庁等における確認検査業務において、審査内容の増加に伴い当該規制の導入前と比較して審査コストが増加する可能性がある。

[行政費用]

当該規制の導入前と比較して、特定行政庁等において審査コストが増加したと考えられる。

[費用推計との比較]

当該規制の導入後には、事前評価時の想定どおり審査コストが増加したと考えられる。

なお、当該規制に係る審査は独立した1つの審査として存在しているものではなく、審査全体の一項目に過ぎないため、当該規制に係る審査時間等の増加分を定量的に把握することは困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

大規模空間を有する建築物の天井やエスカレーター等の脱落防止等に係る措置が建築基準法に基づいて行われ、地震等に対する建築物等の安全性の向上に寄与したと考えられるため、事前評価時に予測した効果とかい離はない。

なお、建築物の安全性は天井やエスカレーター等の脱落防止対策のみで確保されるものではなく、建築物の各部分や設備の状況等の多数の要素が複合的に影響するため、当該規制導入の効果として具体的にどの程度建築物の安全性が向上したかを定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記のとおり当該規制の効果については定量的に判断することは困難であり、そのため効果を金銭価値化して便益を把握することはできない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

当該規制の導入に伴い、遵守費用として建築費用が増加し、行政費用として審査コストが増加したと考えられる。一方、当該規制の導入により、大規模空間を有する建築物の天井やエスカレーター等の脱落防止等に係る措置が建築基準法に基づいて行われ、地震等に対する建築物等の安全性の向上に寄与した。また、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

上記の費用と効果（便益）を比較すると、地震時に天井やエスカレーター等の脱落する危険性等から国民の生命及び身体が守られるという効果（便益）に対して、当該規制に伴う遵守費用及び行政費用の増加は社会的に受忍できる程度のものであり、今後も同様の効果（便益）が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。